

重要

保護者の皆様へ

令和3年度 就学援助のお知らせ(新入生以外用)

就学援助は、学用品費の支給や給食費の免除など、お子様の就学に関する費用の一部を支援する制度です。

●昨年度、「就学援助費希望調書・受給申請書」を提出した方

⇒在籍校を卒業するまで、新たな申請書の提出は不要です。

(※世帯の状況が住民票と異なる場合は、下記をご覧ください。)

＜就学援助審査時の世帯の状況について＞

就学援助費は世帯の構成員や所得によって、認定の有無を決定します。前年度に申請した方の令和3年度審査は、原則として、令和3年4月1日の住民票上の世帯状況をもとにさせていただきます。ただし、前年の申請時に住民票とは異なる世帯の状況を申請している場合は、その世帯状況で継続して審査します。

前年に申請した方でも、今年度から、住民票と異なる世帯状況になった場合は、改めて「就学援助希望調書・受給申請書」の提出が必要となります。

世帯状況が住民票と異なる場合の例

- ①生計が同じでも、住民票が別の方がいる (単身赴任等の事情による別居、など)
 - ②住民票では同じ世帯でも、生計が別の方がいる
 - ③住民票は世田谷区にはないが、世田谷区に居住している方がいる
- (※①～③の状況を、前年度に申請済みの場合は、申請不要です)

●「就学援助費希望調書・受給申請書」を未提出の方

●就学援助の受給希望の有無を変更したい方

●世帯の状況や口座情報などの申請内容を変更したい方

⇒「就学援助費希望調書・受給申請書」のご提出をお願いします。

「就学援助費希望調書・受給申請書」は、学校や学務課で配布しています。

(世田谷区のホームページから、ダウンロードすることも可能です)。

提出先は、学校または学務課となります。(郵送の場合は学務課あてに送付してください)

※初回提出締切：令和3年4月23日(金)

上記期限後も申請は随時受け付けますが、提出時期により支給金額等が異なる場合があります。

なお、今年度の最終提出期限は令和4年2月25日(金)です。

提出後に変更が生じた場合は速やかに学務課へご連絡ください。

＜提出・問合せ先＞

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会 教育総務部学務課学事係 電話5432-2686

裏面あり

1. 審査結果について

- 審査結果は、7月頃までに申請者（保護者）あてに郵送します（在籍学校長にも通知します）。
- 確定申告期限の延長により、審査時に所得が確認できない又は正確に反映されない場合があります。
- 審査結果が、「全費目認定」の場合、学用品費等が、7月・10月・12月・3月の各末日頃、保護者口座に支給されます。小6の中学校新入学用品費は2月末支給です。

2. 就学援助を受けることができる方

世田谷区在住で、国公立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方
 ※世田谷区外在住の方は、お住まいの区市町村教育委員会へお問い合わせください。

- 生活保護を受給している方
- 令和2年1月～12月の世帯全員の所得金額が支給対象基準額以下の方

「支給対象基準額」のめやす（家族の構成等により異なります）

上段太字：所得金額 下段（ ）：給与収入

区分 \ 世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
全費目認定	約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)
給食費のみ認定	約399万円 (約566万円)	約508万円 (約697万円)	約564万円 (約760万円)	約598万円 (約797万円)	約714万円 (約926万円)

※全費目認定……給食費の免除に加えて、学用品費や校外授業費等を支給します。

給食費のみ認定……給食費が免除となります。

○この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により若干異なります。

支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合は、まずはご申請ください。

○世帯全員とは、原則として住民票上の世帯員の方全員です。ただし、住民票上では別世帯であっても、生計が同一の方（単身赴任の配偶者様等）は同一世帯員となります。

○所得金額とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。所得の種類が複数ある場合は合算します。なお、給与所得や公的年金所得がある場合、令和2年度より所得控除額が変更になった分を調整した金額で審査します。

3. 支給額・支給費目

支給額・支給費目（主なもの） 詳細は認定通知送付の際に同封する「支給予定額表」でご確認ください。

学年	年間支給予定額（注1）	支給費目
小学校2年	19,590円	学用品費、校外授業費
〃 3年	19,690円	学用品費、校外授業費
〃 4年	19,900円	学用品費、校外授業費
〃 5年	21,960円（注2）	学用品費、校外授業費、移動教室費（川場）
〃 6年	139,520円（注3）	学用品費、校外授業費、夏季施設費（日光）、卒業アルバム費、中学校新入学用品費
中学校2年	37,130円	学用品費、校外授業費
〃 3年	116,390円（注4）	学用品費、校外授業費、修学旅行費、卒業アルバム費

注1：支給額は生活保護を受給していない方の予定額です。生活保護を受給中の場合は、保護費で支給されない費目のみの支給となります。

注2：**移動教室費（川場）を含む金額です。**移動教室費は参加実績に基づく事後支給です。

注3：**夏季施設費（日光）と中学校新入学用品費を含む金額です。**夏季施設費（日光）は参加実績に基づく事後支給です。中学校新入学用品費は2月に受給資格があり、翌年度も区内に居住する国公立中入学予定の方が支給対象です。

注4：**修学旅行費を含む金額です。**修学旅行費は参加実績に基づく事後支給です。